

第22期 第15回福岡県有明海区漁業調整委員会議事録

1. 日 時 令和5年5月24日(水) 14:00～14:48

2. 場 所 福岡県有明海水産会館(柳川市三橋町高畑271)

3. 出席者

福岡県有明海区漁業調整委員会 委員9名

4. 臨席者

福岡県農林水産部水産局漁業管理課 2名

福岡県有明海区漁業調整委員会事務局 3名

福岡県水産海洋技術センター有明海研究所 1名

福岡有明海漁業協同組合連合会 1名

5. 議題及び議決内容

(1) 福佐協定書について(協議)

資料

1

(説明)

事務局から資料1に基づき、説明がなされた。

(主な質疑や意見)

委員:「中島川のみおすじ」は本来、3本あるみおのうち、最も北を流れるみおではないか。中央のみおは短く途中で止まっているので、みおとは言えない。

県:過去、昭和39年の福佐連調委で、「中島川のみおすじ」を3本あるみおの中央のみおにすることが決定されていること、昨年度の調査で過去の漁場図に3本のみおの位置が示されていることから、この中央のみおでいくしかないと考ええる。

(審議結果)

事務局案で、佐賀県行政と協議を行い、その結果も踏まえ今後福佐連調委に報告する案について協議を行うこととなった。

(2) 日本海・九州西広域漁業調整委員会について(報告)

資料2

(説明)

事務局から資料2に基づき、報告がなされた。

(主な質疑や意見)

委員:雌ガザミを保護する場合、放流するのか、それとも蓄養というか生け簀で飼育するのか。

県:福岡、佐賀、長崎は放流。熊本は一部港の中の生け簀に収容し、そこで産卵させ、その後、取りあげて出荷。

委員:資源管理的には放流する方が良いのか。

県:カニは塩分や水温が産卵に適した場所に移動して産卵するという生態があることから、放流しそういうところで産卵させるのが一番良い。

(3) 福岡県有明海区における刺し網等漁業許可方針の改正について (協議)
追加資料1

(説明)

漁業管理課から追加資料1に基づき、説明がなされた。

(主な質疑や意見)

なし。

(審議結果)

原案のとおり福岡県有明海区における刺し網等漁業許可方針を改正することとなった。

(4) その他

(説明)

漁業管理課から資料に基づき、佐賀県のウミタケ漁業解禁について説明がなされた。

(主な質疑や意見)

なし。

(審議結果)

第22期第15回福岡県有明海区漁業調整委員会終了後に開催される第379回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会において、来年度は従来のように福岡県漁業者が入漁できるよう要望することとなった。